

（別紙3）根拠法令条項

- ・ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号。以下「改正法」という。）による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十六条第一項、第三十条第二項並びに第百十九条第二項
- ・ 改正法による改正後の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第七条第一項及び第二項、第八条第一項及び第三項、第九条、第十五条第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第一項及び第二項、第二十六条並びに第二十八条
- ・ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項及び第三十四条第四項
- ・ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項